

少年センターだより

(湖南省少年センター・あすくる湖南)

【住所】湖南省石部中央一丁目1番1号 西庁舎別棟2階
【悩み相談】Tel 77-7053 Fax 77-7059
【e-mail】ask-7053@city.konan.shiga.jp



先日、インターネットでこのような記事を見つけました。

「非行少年を育てるための十戒」

ビックリ!!

w(°o°)w!!

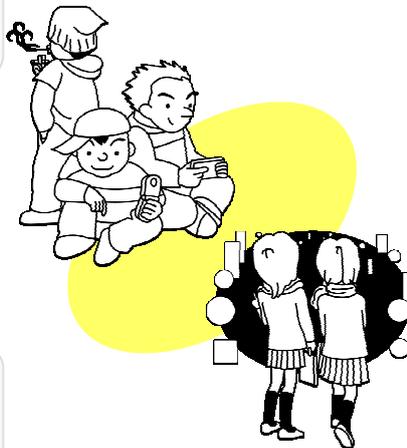
アメリカの警察が作ったのですが、「こういう育て方をすれば、非行少年ができます！」という内容です。(抜粋しています。)

子どもが小さい時から、欲しがるものはすべて与えなさい。「チャホヤされて当たり前、何でも思い通りになる」と考えるようになるでしょう。

子どもが下品な言葉を覚えたら笑ってあげなさい。「きたない言葉はうける」と知るでしょう。

食べたい、飲みたい、遊びたいなどの欲望はぜんぶ満足させてあげましょう。我慢させると子どもの心にしこりを残すかもしれません。

子どもが散らかしたら、あなたが後片付けをしてあげてください。自分が責任をはたすことではなく、「他人に尻拭いをしてもらって当たり前」が身につくようになるでしょう。



子どもがとんでもない事件を起こすたびに、自分に言い聞かせましょう。「私は、いつも子どもに厳しく、いましめてきた。私には落ち度がない。」

お金は欲しがるままに与え、好きなように使わせてやり、お金を稼ぐ苦労などはさせないでください。なぜ、親が若かったころと同じ苦労をさせなければなりませんか。時代は変わったのです。

子どもの前で度々夫婦ゲンカをしてください。家庭の破壊などハイチャラになります。

となり近所、友達、学校の先生などの間で問題が起きたら必ず子どもの味方になってあげてください。世間の人々はみんな偏見を持っていて、いつも不公平で正しくありません。あなたの子どもは利口でやさしいのに、みんなは理解がないのです。

みなさんは何を感じられたでしょうか？

子育ての形は家庭によって違うので、「これが正しい方法」と言えるものではありません。

しかし、上のような内容に心当たりがあって、何の違和感も感じなかった人は・・・子どもと今一度、向き合って、話し合ってみてはいかがでしょうか。

7月は青少年の非行問題に取り組む強調月間です

平成21年度の「青少年の非行問題に取り組む強調月間」重点施策は…

◎青少年の 深夜はいかいを抑止し、夜遊びから少年を守る対策の推進



『夜遊び』に関して質問です。
夜の9時に小学生が保護者と一緒にカラオケボックスに入りました。夜の12時までカラオケボックスで過ごすのは、いけないことでしょうか？



- ① 保護者が一緒にいるからかまわない
- ② 中学生や高校生ならいいけど、小学生はダメだ
- ③ 小学生はもちろん、中学生や高校生でもダメだ

開放感があって楽しい

誘われたから

友達と遊べるから

親は何も言わない

と、夜遊びして…

- ・暴行や傷害事件
- ・恐喝(きょうかつ)の被害 (お金や持ち物を脅し取られる)
- ・性的被害 (性犯罪等の被害者となる)
- ・誘拐 (甘い言葉に誘われて、誘拐されてしまった)
- ・違法薬物等を勧められる (「やせる」「元気になる」などと誘われ、違法な薬物に手を染めた)

こんな危険がないと言えますか？

◎青少年の 万引きを抑止する対策の推進



『万引き』に関して質問です。
中学生がコンビニで買い物をしています。買い物かごとは別に、服のポケットにガムを入れました。



万引きとみなされるのはいつでしょう？

- ① ポケットに入れたとき
- ② そのままトイレに入ったとき
- ③ レジを通過したとき
- ④ 店の外に出たとき

見つからないと思った

友達もしているから

どうしても欲しかった

上級生に命令された

お金がなかった

なんとなくイライラしていた

そんないいわけは通用しませんよ！

青少年の非行防止には地域の力が必要です

大人のみなさんへ

万引きは刑法の「窃盗罪」になります。

「お金を払えばいい」

「たかが万引きくらいで…」

「うちの子は誘われただけ…」

なんて軽い言葉で片付けられるもの
ではありません。

大人自身の態度や、
大人の子どもに対する
姿勢が重要です。

お家では子どもの持ち物に
気を配り、子ども同士での
物の貸し借りや、金品の授受が
行われていないかにも気を
つけてみてください。

また、深夜徘徊については「青少年
健全育成条例」により、特別な理由がある
場合の他は、深夜に青少年を外出させない
ように努めなければなりません。
子どもの外泊などを、安易に認めてもいけません。

深夜営業をされるお店の方へ

青少年健全育成条例により、「深夜*の営業を行う
施設への立入りの制限」が定められ
ています。

※青少年健全育成条例における「深夜」
とは午後11時から午前5時までのことを
指します。

【深夜に青少年を立ち入らせて
はいけません】

- カラオケボックス
- まんが喫茶、
インターネットカフェ

☆ゲームセンターも風俗営業等の
規制及び業務の適正化等に関する
法律により青少年の深夜入場が禁
止されています。

【深夜にいる青少年に対し、帰宅
を促すよう努めなければなりません】

- コンビニ、スーパー
- 映画館
- ファミリーレストラン 等



『夜遊び』の質問の答えは③です。

「滋賀県青少年の健全育成に関する条例」では、
青少年が深夜にカラオケボックスやインターネット
カフェなどに立ち入ることを制限しています。
これは保護者がついていても変わりありません。

『万引き』の質問の答えは①です。

いったんポケットやかばんに代金未払いの商品を
入れてしまえば、後で商品棚に返しても「万引き」
になります。(たとえ店を出る前、レジを通る前
であっても…です。)

湖南省少年補導(委)員会総会が開催されました

平成21年度（2009年度）湖南省少年補導(委)員会総会が5月9日に開かれました。下記の方が少年補導(委)員5年勤続功労者として表彰されました。湖南省内の青少年の健全育成のために活動していただいたことに敬意を表すとともに、これからも湖南省の子どもたちの健全育成にご協力いただきますようお願いいたします。

少年補導(委)員5年勤続功労者

赤井 猛児
 岩崎 新一
 園田 孝雄
 宮島 悦子
 山本 康広 （敬称略）



湖南省少年補導(委)員会では、今年度も街頭補導活動や中学校区別の巡回活動、女性部での着ぐるみ人形劇、小学校での薬物乱用防止教室等、さまざまな活動をしています。

～お詫びと訂正～

平成21年5月発行の少年センターだより・第21号におきまして、4ページ目「2009年度湖南省少年補導(委)員さんの紹介」で15番・林 静代さんと29番・林 和子さんの順序が間違っておりました。

正しくは15番・林 和子さん（甲西中学区）、29番・林 静代さん（甲西北中学区）です。訂正するとともに、深くお詫び申し上げます。

あすくる湖南よりお知らせ

湖南省少年センター・あすくる湖南では無職少年対策指導に取り組んでいます。昨今の不況により、少年（特に15～17歳）たちの就職はかなり厳しいものになっています。協力していただける事業者の方がおられましたら、ぜひご連絡ください。

相談ごとや悩みごとは、お気軽に

湖南省少年センター（あすくる湖南）

(TEL) 77-7053 (FAX) 77-7059

(e-mail) ask-7053@city.konan.shiga.jp

〒520-3195

湖南省石部中央一丁目1番1号 西庁舎別棟2階

